

いばらき

小児・児童を対象とした

医療福祉費支給制度 **マル福** の対象年齢を拡大します

小児・児童の医療福祉費支給制度（マル福）は、現在0歳から15歳（中学3年生）までを対象としていますが、平成30年10月1日からは対象年齢を18歳（高校3年生）までに拡大します。

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までが対象であり、就学や就職（社会保険に加入している）、婚姻しているかなどは問いません。

所得判定（下表「所得制限額の目安」参照）でマル福に該当する方には、「医療福祉費受給者証交付申請書」を既にご送付しているため、期限までに申請書を提出してください（郵送による申請も可能です）。

また、転入された方など所得が確認できない方には、「医療福祉費受給者証交付申請書」に「小児・児童を対象とした医療福祉費支給制度（マル福）の対象年齢拡大に伴う申請手続きのお知らせ」を同封しているため、必要書類を持参のうえ申請手続きをお願いします。

なお、ひとり親マル福や障害者マル福に該当している方は、10月1日以降も現在お持ちの医療福祉費受給者証を引き続きご使用ください。



●所得制限額の目安

合計扶養親族数		うち、老人扶養親族数	
		1人	2人
0人	622万円		
1人	660万円	666万円	
2人	698万円	704万円	710万円
3人	736万円	742万円	748万円

左表の金額未満の場合に、受給者証が交付されます。

※小児・児童の父母のうち所得が高い方で所得判定を行います。ただし、同一世帯の父母を除く扶養義務者の方の所得制限額は1,000万円となっておりますので、当該金額未満の場合に該当となります。

※扶養親族1人につき38万円を加算します。さらに、老人扶養親族等については、1人につき6万円を加算します。

※所得から定額控除8万円を差し引いて判定します。

在学・施設入所により、町外に住民登録がある方は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）